

東城地域の市民タクシー運行事業（頭谷地区）の廃止について

1. 要旨

東城地域の運行事業者である帝釈観光株式会社が、運行体制の維持が困難との理由から会社の廃業を行う予定となっている。

当該事業者は、東城地域の頭谷地区の市民タクシーを運行しており、この度の廃業に伴い市民タクシーの運行に係る廃止手続きを行う必要がある。

このことから、当該事業者の市民タクシー事業の廃止について、道路運送法及び庄原市地域公共交通会議運営要綱（第2条）に基づき、庄原市地域公共交通会議の委員に協議するものである。

なお、同地区での市民タクシーは令和5年5月まで事業実施を行っていたが、東城地域の予約制バスが令和5年6月1日から導入されたことにより、頭谷地区での市民タクシー事業は実質稼働していない状況にある。

2. 頭谷地区の市民タクシー運行概要

（1）運行事業者

広島県庄原市東城町東城 158

帝釈観光株式会社 代表取締役 山田 兼資

（2）運行内容・運賃等

事業主体	東城自治振興区
地区名	頭谷
起点	頭谷
終点	東城市街地
運行会社	帝釈観光 株式会社
利用登録者数	8人
運行経費（1往復）	4,320円
運行回数（月）	8回
利用者運賃（片道）	500円
ルート図	別添1のとおり

3. 廃止日（予定）

令和6年11月30日

東城自治振興区
頭谷地区市民タクシー運行ルート図

